

＜新型コロナウイルス感染症対策＞

5月26日～29日の間で2日間の登校日を設定

～学校規模に応じて分散・隔日登校とします～

新型コロナウイルス感染症に対応し、臨時休校を5月31日までとしているところですが、兵庫県教育委員会の方針等を踏まえ、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、児童生徒からの相談に対応するため登校日を設定しますので、次のとおりお知らせします。

1 登校について留意点

- (1) 時間短縮、スペースの確保等、感染対策に十分配慮して行う。
- (2) 登校は午前中とし、給食は実施しない。
- (3) 登校日のスクールバスは運行する。
- (4) 発熱など風邪の症状が見られるときは、登校を控えさせる。
- (5) 授業は行わず、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、児童生徒からの相談に対応する。
- (6) 小学校1年生は登校の対象としない。

2 登校日について

- (1) Aグループ 5月26日（火）、28日（木）
- (2) Bグループ 5月27日（水）、29日（金）

3 分散登校の対象校

- (1) 小学校（9校）
三樹小学校、平田小学校、三木小学校、別所小学校、緑が丘小学校、緑が丘東小学校、自由が丘小学校、自由が丘東小学校、広野小学校
- (2) 中学校（6校）
三木中学校、三木東中学校、別所中学校、緑が丘中学校、自由が丘中学校、吉川中学校
- (3) 対象外の学校は隔日登校（Aグループ登校）とする。

4 分散登校のグループ分け

- (1) 児童生徒が密集することを避けるため、登校する学級の児童生徒が20人以下になるよう2つのグループに分け、登校するグループと家庭学習をするグループを隔日に入れ替える。(学級を分割した隔日登校)
- (2) 1学級が20人以下の学校は、全学年の隔日登校とする。

5 通学方法

(1) 小学校

通学班での登校とする。集合、整列、登校等「密集、密接」を防ぐために可能な範囲で保護者に支援の協力を依頼する。

(2) 中学校

通常どおりの方法での登校とする。登校の際には、「密集、密接」を防ぐよう指導する。

6 登校時間について

通常どおりとする。

7 児童の預かりについて（小学校）

保護者の勤務等でやむを得ず家庭で対応できない場合に限り、アフタースクール利用の児童を対象に、アフタースクールに引き継ぐまでの間、小学校で一時預かりする。

8 特別支援学校について

特別支援学校については、上記の内容を踏まえて、個別に対応する。

9 その他

- (1) 感染が心配・不安で登校できない場合は、学校に相談する。
- (2) 当日登校できなかった場合には、電話等で健康面の確認、学習活動への指示等を丁寧に行う。

問い合わせ 三木市教育委員会教育振興部 学校教育課
電話 0794-82-2000（内線 3520）